

## 令和8年 第3回真狩村議会臨時会会議録

### ○開会及び閉会

開会 令和8年5月8日 午前10時05分

閉会 令和8年5月8日 午前10時19分

### ○出席議員（8名）

1番	大平 慎一郎	2番	大町 徹
3番	安藤 義明	4番	佐々木 義光
5番	向井 忠幸	6番	福田 恵子
7番	陰能 裕一	8番	佐伯 秀範

### ○欠席議員（0名）

### ○出席説明員

村長	岩原 清一	副村長	長船 敏行
教育長	齊藤 信之	総務課長	馬淵 拓哉
教育次長	高橋 和義		

### ○出席議会事務局職員

事務局長	松枝 主範	書記	鈴木 怜
------	-------	----	------

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定について
- 3 報告第1号 専決処分の報告について
- 4 議案第1号 工事請負契約の締結について(役場庁舎省エネ改修工事)

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
10:05 開会	議 長 (佐伯秀範)	<p>ただいまの出席議員数は、8人です。</p> <p>定足数に達しておりますので、ただいまから令和8年第3回真狩村議会臨時会を開会します。</p> <p>これから本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。</p>
日程1	〃	<p>日程 1</p> <p>会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、1番 大平慎一郎君及び、5番 向井忠幸君を指名します。</p>
日程2	〃	<p>日程 2</p> <p>会期の決定についてを議題とします。</p> <p>本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	〃	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって会期は、本日1日と決定しました。</p>
	〃	<p>諸般の報告を行います。</p> <p>第1に、本臨時会に村長から別冊のとおり提出がありましたので、お手元に配布しております。</p> <p>次に、真狩村監査委員から令和8年3月分の例月出納検査結果報告がありましたので、お手元に配布しております。</p> <p>次に、本臨時会に出席を求めた者及び説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧にして、お手元に配布しております。</p>
日程3	〃	<p>日程 3</p> <p>報告第1号 専決処分の報告を行います。</p> <p>副村長 長船君</p>
	副 村 長 (長船敏行)	<p>報告第1号 専決処分の報告について</p> <p>地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。</p> <p>令和8年5月8日提出</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>真狩村長 岩原清一</p> <p>次のページが専決処分書となっておりますので、お開きください。 議会の議決で指定されました、村例規であります専決処分事項の指定についてに基づきまして、令和8年4月28日に専決処分をいたしました。</p> <p>報告の内容を説明いたします。</p> <p>1 事故発生日時 令和8年2月25日 午後2時15分頃 2 事故発生場所 虻田郡真狩村字真狩56番地 3 損害賠償の相手方 そこに記載のとおりでございます。 4 損害賠償額 車両の修理費用 6,820円 5 事故の概要でございますが、村の会計年度任用職員が運転するスクールバスが、道道岩内洞爺線から左折し、真狩小学校構内へ進入しようとしたところ、構内の校舎に向かって左端に駐車していた相手車両の運転手席側サイドミラーに接触し、破損させたものです。また、この接触事故による怪我等の人的被害は、ありませんでした。</p> <p>過失割合については、相手方0、村100として村が相手方の車両の修理費を支払うことで示談が成立しました。</p> <p>なお、損害賠償額につきましては、村が加入しております「全国自治協会自動車共済」により、全額補填されます。</p> <p>今後は、より一層の安全確認及び事故防止の徹底を指導し、再発防止に努めてまいります。</p> <p>以上御報告申し上げます。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>これから質疑を行います。 質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。</p>
	〃	<p>以上で、報告第1号 専決処分の報告は終了しました。</p>
日程4	〃	<p>日程 4 議案第1号 工事請負契約の締結についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	副 村 長 (長 船 敏 行)	<p>議案第1号 工事請負契約の締結について</p> <p>次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。</p> <p>令和8年5月8日提出</p> <p>真狩村長 岩原清一</p> <p>1 契約の目的 役場庁舎省エネ改修工事</p> <p>2 契約の方法 指名競争入札</p> <p>3 契約金額 70,268,000 万円</p> <p>4 契約の相手方 札幌市白石区平和通15丁目南1番8号 北ガスジープレックス株式会社 代表取締役 大関 伸二</p> <p>提案理由につきましては、工事請負契約の予定価格が5,000万円を超えるため、提案するものです。</p> <p>工事概要ですが、公共施設の省エネ性能を向上させ、地域の脱炭素化を推進することを目的とし、庁舎の空調設備をガスヒートポンプ方式へ更新いたします。主な工事内容として、ガスタンク1基、室外機3台、及び室内機43台の設置等を行うものです。</p> <p>なお、次のページに入札状況を記載した参考資料を添付しております。4月27日にそこに記載の指名業者5社、うち4社から施工体制が整わない等の理由により辞退がありましたので、1社での指名競争入札となりましたが、入札執行の規定上、中止の要件には該当しなかったこと、及び庁舎の暖房の関係から完了を先延ばしできず、着工を遅らせられないなど、総合的に判断し実施しました。結果、落札率87.6%で北ガスジープレックス株式会社が落札いたしました。工期を令和8年5月8日から令和8年12月30日とし、現在仮契約中です。</p> <p>以上、御審議のほどよろしく願いいたします。</p>
	議 長 (佐 伯 秀 範)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>1 番 大平慎一郎君</p>
1	番	<p>参考資料の関係でお聞きしたいんですけど、先ほど、副村長から御</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	(大平慎一郎)	説明ありました、5社の指名によって4社が辞退をしたと。1社のみが、入札して、そこで当然落札ということだと思います。ただ、1社だけの入札ということは、指名競争入札に現実的には、ちょっと値しない形というところと極端ですけども、不具合でないかなという気がいたします。そこで先ほど、副村長から説明がありましたのは、この事業をするにおいて、体制が整わないことで、お聞きしたところでもありますけども、もう一步具体的に、その体制が整わなかった理由なり、業者からどのような説明があったのかだけお聞かせ願いたいと思います。
	議 長 (佐伯秀範) 総 務 課 長 (馬淵拓哉)	答弁 馬淵総務課長  大平議員の御質問にお答えいたします。 こちら、入札にあたっての応札業者が、施工体制をとることが困難であるということで、辞退届がありました。こちらについては、人員配置等で、施工することが困難であるということで、申出があったところで、人員の配置が難しいというのが、一番大きな課題だったということで聞いております。こちらにつきましては、指名競争入札を実施すべく設計金額に基づく工事等級により、参考資料の5社を選考して入札案内を行ったものでありまして、4社が結果的には辞退ということになりました。最初からこちらは、1社に決定していたわけではなく、指名選考委員会での協議を経まして、選考業者の入札案内を行った結果、1社となったものであります。村としましては、競争性は確保されているものと判断し、そのままに入札に至ったところと見なしております。落札率につきましても、87.6%ということになっております。これ以上、工事を遅らせられないということも村としての理由であります。工期が、12月30日までとなっており、工期のほとんどが、役場の開庁日ということで、施工日も限られておりまして、再入札を行うとなると設計内容の再協議、業者選考、それから入札期間などをとりまして、再入札までまた1か月以上かかることが想定されますので、そのまま入札を実施したところと見なしております。 以上、御理解をいただきますよう、よろしくお願いたします。
	議 長 (佐伯秀範) 1 番 (大平慎一郎)	1 番 大平慎一郎君  ありがとうございました。多分、想定するに、業者はもっともっときつとあったのではないかと思います。この工事をできる業者が、指名願いがでてるところが。そういう中で、指名選考した業者が、5社のうち4

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>社が辞退したということは、かなり不具合な部分なのかなど。そういうことが、想定されるのであるならば、5社に限らず、6社でも8社でも指名をすればよかったのではないかと。そのほうが、合理的に、比較できることだったと思うんですけども、その辺について、今一度答弁をいただきたいと思います。</p>
	<p>議 長 (佐伯秀範) 総務課長 (馬淵拓哉)</p>	<p>答弁 馬淵総務課長</p> <p>大平議員の御質問にお答えいたします。</p> <p>こちら5社を選考したということですが、実際には、もう少し指名願いが出てるは、業者ありました。こちら選考にあたりましては、過去の施工実績、応札、入札への参加状況等を加味して、5社を選んだものであります。当初、指名選考の段階においては、ここまで4社から辞退がでるといことは、想定されておりませんでした。皆、他の4社も施工可能であるということで、選考したものであります。そういうことで、これまでの慣例もありましたように、5社ということで、選考したものです。</p> <p>御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。 (大平議員「終わります。」)</p>
	<p>議 長 (佐伯秀範)</p>	<p>ほかに質疑はありませんか。(なし)</p>
	<p>〃</p>	<p>質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。</p>
	<p>〃</p>	<p>これから討論を行います。 討論はありませんか。(なし)</p>
	<p>〃</p>	<p>討論なしと認めます。 これで討論を終わります。</p>
	<p>〃</p>	<p>これから議案第1号 工事請負契約の締結についてを採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なし)</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
16 : 19 閉会	議 長 (佐伯秀範)  〃	<p>異議なしと認めます。 議案第1号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。</p> <p>以上で、本日の日程は全部終了しました。 会議を閉じます。 これで、令和8年第3回真狩村議会臨時会を閉会します。 御苦労様でした。</p> <p>会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。</p> <p style="text-align: center;">議 長 佐 伯 秀 範 (原本自署)</p> <hr style="width: 40%; margin: auto;"/> <p style="text-align: center;">議 員 向 井 忠 幸 (原本自署)</p> <hr style="width: 40%; margin: auto;"/> <p style="text-align: center;">議 員 大 平 慎 一 郎 (原本自署)</p> <hr style="width: 40%; margin: auto;"/>